

## 別紙 4

### 下記各事実摘示

- 1 「小沢一郎氏についての不起訴処分を不当とする旨の検察審査会の議決など存在していないのに、最高裁判所の事務総局がそのような議決があったかのようにでっち上げた」として原告が最高裁判所を糾弾していたとする事実摘示
- 2 原告が、小沢一郎氏についての不起訴処分を不当とする旨の検察審査会の議決など存在していないと知りながら、検察審査会が行われ、検察当局が捏造した捜査報告書により誘導された審査員により不適切な議決がなされたとして検察を糾弾していたとする事実摘示
- 3 原告が、検察の捏造報告書を入手して、X 氏に渡し、X 氏に指示をして、ロシアのサーバー経由でこれを八木氏に流し、八木氏とともにこの捏造報告書について騒ぎ立てをすることにより、「審査員が存在し、報告書で誘導された」と国民をだまそうとしたとする事実摘示

以 上